

女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務委託仕様書

1 業務名

女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

3 業務目的

企業・団体等の経営トップ（経営者・管理職層）への女性活躍推進に向けた理解促進や女性のエンパワーメント向上、女性活躍を組織全体で推進していくためのキーパーソン（推進役）を養成するセミナー等の実施により、女性をはじめ誰もが活躍できる職場環境づくり及び女性のキャリア形成支援を図る。

4 業務内容

(1) 女性活躍推進に係るセミナー等の開催

以下のセミナー等を開催するものとする。提案に当たっては、県内企業等の実態を把握したうえで効果的な内容を提案すること。

① 女性活躍セミナーの開催

「女性活躍推進」及び「仕事と育児等の両立支援」に向けた考え方や必要性について、経営者や管理職へ理解促進や意識改革を促すことを目的に開催するもの。

ア 受講対象者は、県内企業・団体等の経営者・管理職層とする。

イ 実施回数は2回、参加者目標数は各回70名以上とする。

ウ 構成は、有識者の講演やパネルディスカッション、好事例の取組紹介、受講者同士での意見交換等を想定しているが、これに限らず、受講者の実践行動を促すような効果的な内容があれば提案して構わない。

エ 開催形式はオンライン形式、開催時間は120分～150分を想定しているが、セミナー内容と合わせて提案すること。

② キャリアデザインセミナーの開催

若手女性社員が自身のキャリアに関心を持ち、具体的なキャリアプランを描きながら今後の職業生活をいきいきと活躍していくための動機付けを図ることを目的に開催するもの。

ア 受講対象者は、県内企業・団体等に勤務する若手女性社員とする。

イ 実施回数は1回、参加者目標数は70名以上とする。

ウ 受講者自身が今後の働き方やキャリアプランについて考えることを促すような構成とすること。

エ 開催形式はオンライン形式、開催時間は120分～150分を想定しているが、セミナー内容と合わせて提案すること。

③ ステップアップ支援セミナーの開催

中堅女性社員が管理職やリーダーとして活躍することへの動機付けを図ることを目的に開催するもの。

ア 受講対象者は、県内企業・団体等に勤務する中堅女性社員とする。

イ 実施回数は1回、参加者目標数は、70名以上とする。

ウ 管理職やリーダーの心構えのほか、部下の指導に必要とされるスキル（例：マネジメントスキル、コミュニケーション方法等）について習得できる内容とする。

また、受講者同士のグループワークや意見交換を適宜盛り込むような構成とすること。

エ 開催形式はオンライン形式、開催時間は120分～150分を想定しているが、セミナー内容と合わせて提案すること。

④ 女性活躍推進のためのキーパーソン養成講座の開催

企業の人事労務担当者が社内で女性活躍や働き方直しを具体的に進めるためのノウハウ・スキルを学ぶ実践的な講座を開催し、女性活躍を組織全体で推進していく「社内でのキーパーソン（推進役）」を養成する目的で開催するもの。

ア 受講対象者は、県内企業・団体等の人事労務担当者とする。（性別・職位不問）

イ 講座は3回の連続講座として実施し、受講者が自組織内の現状・課題の把握から職場環境改善に向けた具体策の策定まで、自らが自組織内でリーダー的役割を担い取組を実践していくための実践的・実務的な内容とし、開催回数や講座時間等を含めた具体的内容について提案すること。

ウ 開催形式は、会場参集形式で行うこととし、受講定員は20～30名程度を想定しているが、講座内容と合わせて提案すること。オンライン形式も組み合わせた方がより効果的な場合には、その旨提案して構わない。

エ 参集会場は、県内全域からアクセスしやすい場所とすること。なお、事前に県に相談した上で、県の施設を利用することも可とする。

⑤ 女性活躍推進のための男性社員向けセミナーの開催

男性社員を対象に女性活躍推進に向けた考え方や必要性について理解促進や意識改革を促すことを目的に開催するもの。

ア 受講対象者は、県内企業・団体等に勤務する男性社員とする。（性別・職位・職種不問）

イ 実施回数は1回、参加者目標数は、70名以上とする。

ウ 女性が働きながら直面する課題や女性活躍を推進する意義や重要性について理解を促す内容とする。

エ 開催形式はオンライン形式、開催時間は120分～150分を想定しているが、セミナー内容と合わせて提案すること。

⑥ 共通事項

オンラインセミナーの実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ Zoom等を利用し、講師と受講者が双方向でコミュニケーションが図れるセミナーとすること。また、可能であれば、インターネット接続の不具合等により、開催当日に急遽受講できなかつた者等に対して、開催後に当該セミナー動画を一定期間視聴できる仕組みを整えること。
- ・ スムーズな運営を行うため、講師やファシリテーターのほかに、受講者のサポートや進行の補佐を務めるテクニカルスタッフを配置すること。
- ・ オンラインセミナーに不慣れな受講者も想定されることから、受講者に対して、セミナー前のオリエンテーションや入室確認、セミナー開催中の進行確認や操作のサポート等を行うこと。

(2) 付随業務

上記(1)の業務実施に付随する下記の業務も本委託業務に含むものとする。

なお、下記以外の業務が発生する場合は、県と受託者において協議のうえ決定する。

【企画・広報】

- ・ セミナー等の企画・立案（セミナータイトルを含む）
- ・ 講師・スタッフ等の選定・依頼
- ・ 広報チラシのデザイン・印刷・発送（チラシ作成部数は8,000部程度、発送先箇所数は1,800箇所程度を想定）
- ・ 事業広報の実施（チラシ以外の広報方法について提案すること）

【事前準備】

- ・ 開催に必要な会場、機材・ツール等の手配
- ・ 当日の進行台本の作成
- ・ 配布資料の準備（講師と相談のうえ準備）
- ・ その他、実施に係る必要な準備

【当日実施】

- ・ 会場設営、資料配布
- ・ セミナー運営、司会進行、参集会場の運営
- ・ 講師対応（謝金等の支払いを含む）
- ・ オンライン受講者の受講サポート
- ・ 受講者アンケートの実施及び集計
- ・ その他、実施に係る必要な業務

【受講者管理】

- ・ 受講者募集に関する申込み受付、問い合わせ対応
- ・ オンライン受講者の受講サポート（オンライン受講に伴う説明や連絡調整）
- ・ 受講者名簿の作成（各セミナー等ごと）

- ・ 当日の受講受付、受講者の出欠・受講状況の確認
- ・ その他、受講者との連絡調整

【業務報告書の提出】

- ・ 各業務の実施結果の報告（セミナー等の開催日時、受講者数、講師、内容、アンケート結果等を記載すること。）
- ・ 上記に加え、業務遂行上必要があると県が判断し報告を求めた場合は、その都度報告

5 業務実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、業務全体の進行管理や県との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者等を選任すること。
- (2) 業務実施にあたっては、進行スケジュールを作成し進行管理を行うこと。

6 再委託等の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

7 再委託の相手方

受託者は、上記6(2)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

8 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 県は、上記6(2)により受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面により通知しなければならない。

9 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果物及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声

望を害しない方法による改変利用については、著作権者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

10 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

11 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。